





で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、削減される共済金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済 支払うべき共済金の総額から、収穫共済にあつては法第二百二十三条第一項第二号の二の収穫通常責任共済金額に相当する金額を、樹体共済にあつては同項第二号の三の樹体通常責任共済金額に相当する金額を、それぞれ差し引いて得た金額の百分の十に相当する金額

二 畑作物共済 支払うべき共済金の総額から、総共済金額に畑作物通常標準被害率（法第二百三十五条第五号の畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の百四十五に相当する金額

三 園芸施設共済 事業年度ごとに、支払うべき共済金の総額から、法第四百四十一条の五第五号の園芸施設通常標準被害率（法第三百三十五条第六号の園芸施設通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の百四十五に相当する金額

農業共済組合連合会は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業について、農林水産省令で定める区分ごとに、不足金でん補準備金を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる保険事業の種類に応じ、削減される保険金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、保険規程で定めるところにより、法第二百三十二条第二項において準用する法第九十二条の規定による保険金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、収穫共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに法第二百二十三条第一項第二号の二に掲げる金額と政府の支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、樹体共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに同項第二号の三に掲げる金額と政府が支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、それぞれ差し引いて得た金額

二 畑作物共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額

三 園芸施設共済に係る保険事業 事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第三百三十五条第六号の園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額

第二条の六 法第九十九条の二第二項の特別会計には、次に掲げる勘定を設けなければならない。

一 農作物共済に関する勘定

二 家畜共済に関する勘定

三 果樹共済に関する勘定

四 畑作物共済に関する勘定

五 園芸施設共済に関する勘定

六 業務の執行に要する経費に関する勘定

第二条の七 法第一百一十一条の政令で定める基準は、乳牛の雌等（法第一百一十一条第一項の乳牛の雌等をいう。）に係る包括共済関係にあつては第一号及び第二号、肉用牛等（法第一百一十一条第一項の肉用牛等をいう。）、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第二号に掲げるとおりとする。

一 乳牛の雌で法第八十四条第一項第三号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時における当該組合員等の飼養頭数（以下「期首頭数」という。）が六頭以上であること。

二 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜（法第一百一十一条第一項の包括共済対象家畜をいう。）の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前五五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

第二条の八 法第二百二十条の三の二第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。

一 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前五五年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

第二条の九 法第二百二十条の十四第一項第二号の政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。

第二条の十 法第二百二十条の十六第二項に規定する糖度に応じ収穫量に一定の調整を加える畑作物共済に係る政令で定める農作物は、さとうきびとする。

法第二百二十条の十六第二項に規定する共済事故による共済目的の減収量が基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に共済金を支払う政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。

第二条の十一 法第二百二十条の二十の二第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。

一 法第二百二十条の二十の二第一項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設（法第八十四条第一項第七号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）の設置面積（屋根及び外壁の主要部分ガラスにより造られている特定園芸施設にあつては、その設置面積に二を乗じて得た面積）の合計が五アールを下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前三五年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸（同号の施設園芸をいう。）の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

第二条の十二 法第二百二十三条第一項第一号の農林水産大臣が定める割合は、百分の十を下らず百分の三十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

法第二百二十三条第一項第二号の二の農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

法第二百二十三条第一項第二号の三の農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

第二条の十三 損害評価会の委員の任期は、三年以内において共済規程等又は保険規程で定める。任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

第二条の十四 損害評価会に会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

第二条の十五 損害評価会に、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会を置くことができる。

部会に属すべき委員は、会長が指名する。部会に部長を置く。部長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

部長は、部会の事務を掌理する。損害評価会は、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会の決議をもつて損害評価会の決議とすることができる。

前条第四項の規定は、部長について準用する。

第二条の十六 損害評価会の会議は、会長が招集する。部会の会議は、部長が招集する。

第二条の十七 第一条の五第二項並びに第二条の四第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

第三条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第四条 水稻及び陸稲の耕作面積についての第一条の五第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「耕作面積」とあるのは、「耕作面積（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項の市街化区域内又は同項の規定による区分が定められていない同法第四条第二項の都市計画区域における同法第八条第一項第一号の用途地域内に水稻又は陸稲の耕作を行う耕地がある者については、当該耕地の面積に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た面積と当該耕地以外の耕地でその者が水稻又は陸稲の耕作を行うものの面積とを合計して得た面積）」とする。

第五条 法第百五十條の三第一項の交付金の金額は、同項の疾病による家畜の損害につき法第九十五條の規定による指示をした特定組合及び法第百三十二條第一項において準用する法第九十五條の規定による指示をした農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

第六条 法第百五十條の三の二の政令で定める共済目的の種類は、水稻及び麦とする。

第七条 法第百五十條の四第一項の政令で定める共済目的の種類は、水稻とする。

第八条 法第百五十條の五の六において準用する法第百一十一條の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十四條第一項第三号及び第五十條の五の二の規定により共済目的とすることができ肉豚の期首頭数が二百頭以上であること。

二 肉豚につき、法第百五十條の五の六において準用する法第百一十一條の八第一項の申出に係る共済掛金期間の開始前五十年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

第九条 法第百五十條の五の十三第一項の政令で定める共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツとする。

第十条 法第百五十條の六第一項の政令で定める共済目的の種類は、大豆及び茶とする。

第十一条 法第百五十條の六第一項第一号の政令で定める農作物は、大豆とする。

第十二条 法第百五十條の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

附則（昭和三年二月二十八日政令第三二六号）

1 この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百十九号）の施行の日（昭和三十三年一月一日）から施行する。

2 この政令の施行の日の属する事業年度に係る農業共済組合又は農業共済組合連合会の農業災害補償法第八十七條第一項（同法第百三十二條において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による賦課金の賦課については、なお従前の例による。

附則（昭和四十四年三月三十一日政令第七六号）

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三十八年一月九日政令第三六四号）抄

1 この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十九年二月一日）から施行する。ただし、第三条の二の改正規定及び附録を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十年三月三十一日政令第八八号）抄

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四十二年三月三十一日政令第九〇号）抄

1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四十二年一月三十一日政令第三四八号）

この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十二年四月一日）から施行する。

附則（昭和四十二年七月一〇日政令第一八三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年二月一日政令第三六九号）

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十七年四月一日）から施行する。ただし、第一条の七第一項の改正規定及び第二条の五の次に一条

を加える改正規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（同年二月一日）から施行する。

附則（昭和四十八年一月二二日政令第二号）抄

1 この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十一号）の施行の日（昭和四十八年四月一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 果樹保険臨時措置法施行令（昭和四十三年政令第二十号）は、昭和四十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 果樹保険臨時措置法施行令の失効の際現に存する果樹保険臨時措置法（昭和四十二年法律第九十三号）に基づく果樹保険の保険契約に係る保険事業及び再保険事業に関しては、同令は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則（昭和五一年六月二二日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年一月二七日政令第二九七号）

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十二年二月一日）から施行する。ただし、第一条中農業災害補償法施行令第一条第二項及び第一条の四の改正規定は昭和五十一年十二月一日から、第二条の規定は昭和五十二年四月一日から施行する。

附則（昭和五三年四月二一日政令第二二六号）

この政令は、昭和五十三年四月十五日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年二月一日政令第一六号）抄

1 この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十四年四月一日）から施行する。

2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法施行令（昭和四十九年政令第八号）は、廃止する。

3 改正法附則第四項の規定により成立したものとみなされる畑作物共済の共済関係に係る単位当たり共済金額は、改正法による改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第百二十條の十四第二項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等（同条第一項の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）こと及び農林水産大臣が定める地域ごとに当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額として農林水産大臣が定める金額を限度とし、かつ、改正法附則第四項に規定する畑作物共済の共済契約により共済契約者が支払うべき純共済掛金の十分の七に相当する金額をその者が支払うべき当該共済関係に係る共済掛金に相当する金額から新法第三十三條の四の規定による負担金の額を差し引いて得た金額が超えないように組合等（新法第十二條第二項の組合等をいう。以下同じ。）が定める金額とする。ただし、共済契約者が新法第百二十條の十四第二項の規定により組合等が定款等（新法第八十六條第一項の定款等をいう。）で定める金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、この限りでない。

附則（昭和五十五年二月二六日政令第三三九号）

この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十一号）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附則（昭和五十六年三月二三日政令第二七号）抄

1 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五十八年一〇月七日政令第二一六号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、酪農振興法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第四十八号）の施行の日（昭和五十八年十月八日）から施行する。
- 附則（昭和六〇年五月一八日政令第二二八号）抄
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第三条の規定による改正後の農業災害補償法施行令第三条の三の規定は、昭和六十年度以降の年度の予算に係る交付金の交付について適用する。
- 附則（昭和六〇年一月一日政令第二九一号）
- この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の六第一項の改正規定は、同年二月一日から施行する。
- 附則（昭和六二年五月二二日政令第一七〇号）
- この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三条の三の規定は、昭和六十二年度の予算に係る交付金の交付から適用する。
- 附則（平成五年六月一六日政令第一九八号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。ただし、第一条中農業災害補償法施行令第二条の六の三の改正規定及び第二条の六の四、第二条の六の五とし、第二条の六の三の次に一条を加える改正規定は、同年十一月一日から、第一条中同令第一条の二の改正規定、第二条の七に二項を加える改正規定及び第三条の四を削る改正規定並びに第二条並びに附則第三項の規定は、平成六年二月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の農業災害補償法施行令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定は、平成六年産の水稲、陸稲及び麦に係る農業災害補償法（以下「法」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による負担金の交付から適用し、平成五年以前の年産の水稲、陸稲及び麦に係る当該負担金の交付については、なお従前の例による。
- 3 新令第一条の二の規定は、平成六年二月一日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹に係る法第十三条の三の規定による負担金の交付から適用し、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹に係る当該負担金の交付については、なお従前の例による。
- 4 新令第一条の五の規定は、平成六年産の水稲に係る法第十四条の二第一項の規定による補助金から適用し、平成五年以前の年産の水稲に係る当該補助金については、なお従前の例による。
- 5 新令第二条の七第一項の規定は、平成六年産の水稲、陸稲及び麦から適用し、平成五年以前の年産の水稲、陸稲及び麦については、なお従前の例による。
- 附則（平成六年三月二四日政令第七二号）
- この政令は、平成六年十二月一日から施行する。
- 附則（平成二一年六月二三日政令第一九七号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令による改正後の農業災害補償法施行令第一条の七の二、第二条の六の五及び第三条の五の規定は、平成十二年産のさとうきびから適用するものとし、平成十一年以前の年産のさとうきびについては、なお従前の例による。
- 附則（平成二一年二月二二日政令第四一六号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- （罰則に関する経過措置）
- 第二十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（平成二二年三月三一日政令第一六九号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

- 附則（平成二二年六月七日政令第三一〇号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附則（平成二四年四月一日政令第一四一号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二五年一〇月一日政令第四四八号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附則（平成二八年一月二二日政令第三六一号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附則（平成一九年四月二日政令第一五一号）
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 第二条 この政令による改正後の農業災害補償法施行令第二条の九及び第二条の十第二項の規定は、この政令の施行の日以後に共済責任期間の開始するばれいしよ及び大豆から適用するものとし、この政令の施行の日前に共済責任期間の開始するばれいしよ及び大豆については、なお従前の例による。
- 附則（平成二九年七月二四日政令第一九一号）
- この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。